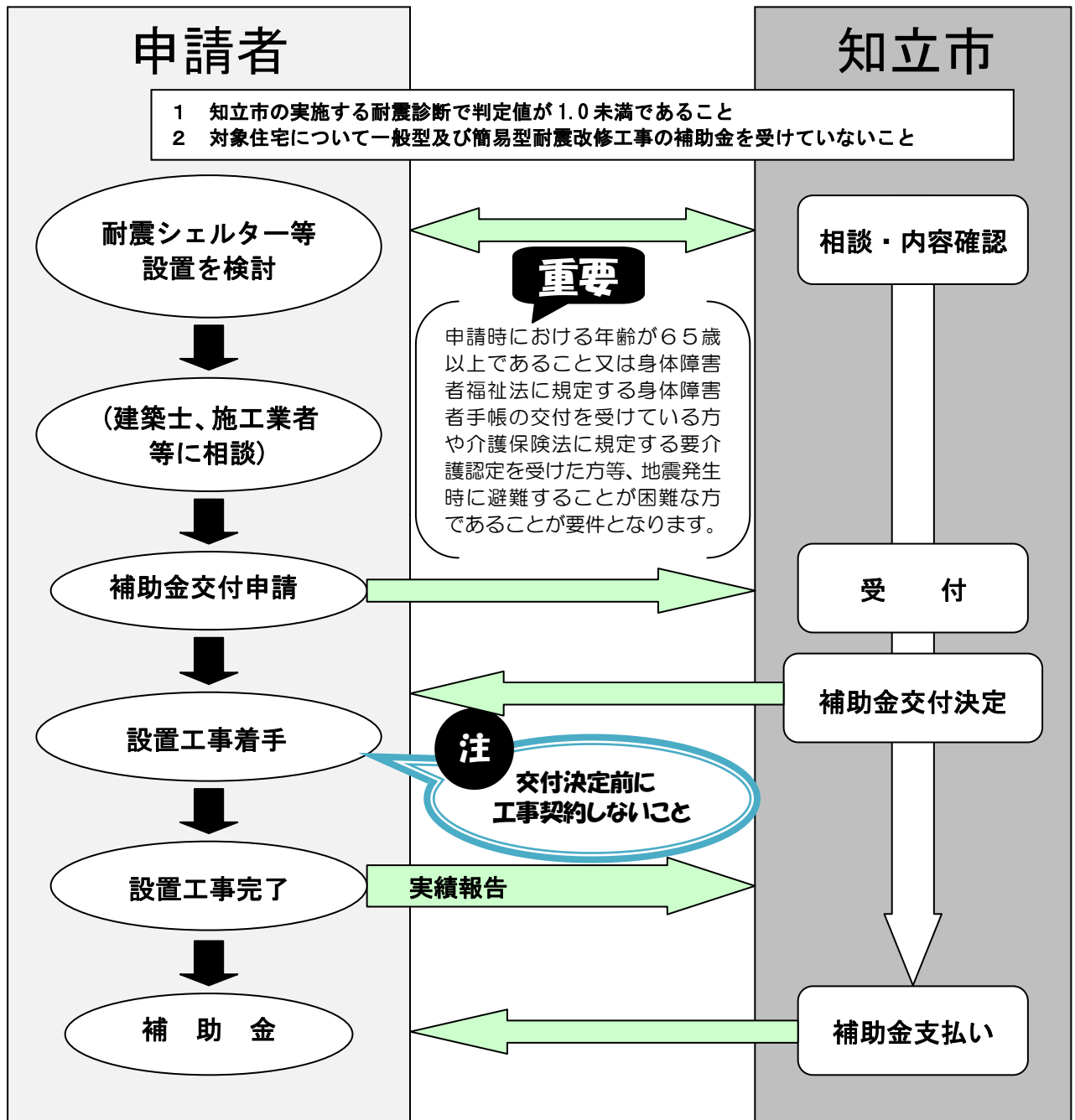


耐震シェルター等設置補助手続きの流れ

一定の要件の耐震シェルター等の設置費用に補助金が受けられます。



- 補助金額はシェルター等設置に要した経費(耐震シェルター：上限30万円、防災ベッド：上限15万まで)です。

問い合わせ先 知立市建設部建築課建築係
電話 0566-95-0128

耐震シェルター等設置補助金交付申請について

建設部建築課建築係

1 受付け期間について

設置完了報告を申請年度の2月末日までに提出できるものが対象となります。申請を希望される方は事前にご相談ください。

2 申請方法としては、申請書を建築課窓口へ直接持ち込んでください。

3 申込み受付について

- (1) 別紙「耐震シェルター等設置補助金交付申請書類の提出について」に書いてある書類がすべて整っているもののみを受付けします。
- (2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

4 補助金額について

- (1) 補助金の額は、耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要した費用（耐震シェルター：上限30万円・防災ベッド：上限15万円）です。
- (2) 補助金額に1,000円未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

5 補助対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準の木造住宅の耐震診断を受け、地震に対して安全な構造でない対象住宅に耐震シェルター等を設置するものです。下記の全ての項目に該当することが条件となっています。

- (1) 補助対象事業は旧基準木造住宅が建っている1戸あたりに1台を限度とし、次に該当する場合です。
 - ・愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅。
 - ・対象となる住宅に耐震シェルター等の設置がされていないこと。

- (2) 補助金を受けることのできる人は、市内の旧基準木造住宅の所有者（その住宅に自ら居住する者であること）の人で以下の要件のいずれかに該当する人です。ただし、市税を滞納している人、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の人には補助金は交付しません。

要件（いずれかに該当すること）

- ・申請時における年齢が65歳以上である者。
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者や介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受けた者等、地震発生時に避難することが困難な者と認められる者。

- (3) 旧基準木造住宅とは、次の各項目にあてはまるものをいいます。
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市が実施した無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの）

補助交付申請書類の提出について

〔知立市耐震シェルター等設置補助金交付申請書（様式第1）〕

交付申請書に次の書類をすべて添付してください。

1 補助金に関連する書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第5項（ア）によるものに限る。）
- (2) 耐震シェルター設置に関する見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 補助事業を行う人の住民票（要介護認定を受けた方の場合には身体障害者手帳等の写し等、知立市耐震シェルター等設置補助金交付要綱第4条の要件がわかる書類
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類
- (6) 案内図、平面図（設置予定場所を明記する）
- (7) 設置予定場所の写真
- (8) 交付要綱第2条1号に基づく耐震シェルター等であることがわかる図書（パンフレット等）
- (9) その他必要と認められる書類

変更承認申請について

1 変更申請が必要と考えられるのは次の場合です。

補助金の額の変更が生じる設置内容の変更

2 補助交付変更承認申請書に次に書いてある書類の内該当するものを添付してください。

〔知立市耐震シェルター等設置補助金変更申請書（様式第4）〕

- (1) 事業の変更内容を表した図書
- (2) 変更後の設置工事費の見積書

その他の手続きについて

場合によっては、その他次のような手続きが必要です。

申請を取り下げるとき又は設置を取り止める場合

耐震シェルター等設置の申請を取り下げるとき、または設置を取り止めるときは知立市耐震シェルター等設置補助金取下げ（取止め）届（様式第6）を提出してください。

設置報告の手続きについて

耐震シェルター等設置完了報告は、設置の完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 知立市耐震シェルター等設置完了報告書（様式第7）
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (3) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し（設置業者の発行したものに限る。）
- (4) 設置写真（設置前、設置中、及び設置完了後について撮影してください。また撮影場所を示した平面図を添付してください。）
- (5) 耐震シェルター等の設置に係る契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合は内訳書

知立市耐震シェルター等設置補助金 交付請求書（様式第9）の提出について

設置完了報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知をさしあげます。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に提出してください。